

交通安全かわら版

令和6年12月
茨城県警察本部交通総務課
No. 51

～ 飲酒運転は犯罪です～



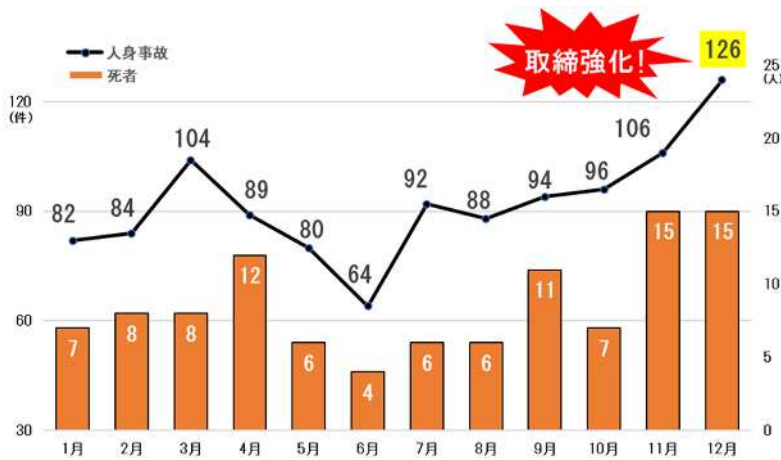
12月に多発!

飲酒運転は厳禁!



○ 飲酒運転による交通事故発生状況(平成26年～令和5年:人身事故1,105件)

発生月別件数・死者数



死亡事故率



	飲酒なし	飲酒あり
人身事故件数	81,365	1,105
うち死亡	975	99
死亡率	1.2%	9.0%

○ 飲酒運転には厳しい行政処分と罰則

違反行為	点数	処分	欠格・停止	罰則
酒酔い運転	35点	免許取消	3年	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25mg/L以上	25点	免許取消	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	0.15～0.25mg/L未満	13点	免許停止	

提供の種類	違反行為(運転者)	罰則
車両等を提供した者	酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類を提供した者 又は 車両に同乗した者	酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

CHECK!

- 飲酒すると、判断力や注意力が低下し、運転操作等に悪影響を及ぼします。飲酒運転は悪質な犯罪です。絶対にやめましょう。
- 休日の夜間や忘年会シーズンは代行利用者が多く、退店間際に手配しようとしても、すぐに利用できない場合があります。事前に帰宅の手段を確保しておきましょう。
- 二日酔いによる飲酒運転にも注意が必要です。夜遅くまでや長時間の飲酒は、翌日も体内にアルコールが残り、飲酒運転になることがあります。
アルコールチェッカーを活用するなどして、二日酔いによる飲酒運転を防止しましょう。